以下を決議し、

1　第三地域の2605-2655MHzの周波数帯において運用を開始する非静止衛星軌道を利用する放送衛星業務（音声）システムは、地上業務との共用を図るため、業務区域上の最小仰角が55°未満ではないような条件で運用すること。

2　2630-2655MHzの周波数帯においてnon-GSO衛星を利用する放送衛星業務（音声）システムに対する周波数の割当てであって、2000年６月２日以降に付録第４号の規定に定める完全な調整情報又は通告情報が受領されているもの及び2605-2630MHzの周波数帯におけるそのような割当てであって、2003年７月５日以降に付録第４号の規定に定める完全な調整情報又は通告情報が受領されているものについては、当該主管庁がそのような割当てを無線通信局に通告する又は運用を開始する前に、以下の規制取決めが適用されること。

宇宙局からの発射によって生ずる地表面における電力束密度の値の以下のマスクが、あらゆる条件の場合及びあらゆる変調方式の場合に、この決議の規制手続の基準として使用されること。

-130	dB(W/(m^2 · MHz))	0° ≤ θ ≤ 5° の場合
-130 + 0.4 (θ - 5)	dB(W/(m^2 · MHz))	5° < θ ≤ 25° の場合
-122	dB(W/(m^2 · MHz))	25° < θ ≤ 45° の場合
-122 + 0.2 (θ - 45)	dB(W/(m^2 · MHz))	45° < θ ≤ 65° の場合
-118 + 0.09 (θ - 65)	dB(W/(m^2 · MHz))	65° < θ ≤ 76° の場合
-117	dB(W/(m^2 · MHz))	76° < θ ≤ 90° の場合

ここで、θは度で表された水平面上の入射波の到達角度である。

上記の値は、自由空間伝搬条件の下で得られる電力束密度及び到達角度に関するものである。

更に、以下のものとすること。

－　上記の電力束密度のマスクにおける到達角度が76°未満の場合に制限値を超えるときは、通告主管庁は、下記の審査において無線通信局により識別される主管庁から明示的な合意を得る。

－　上記の電力束密度のマスクにおける到達角度が76°超え90°以下の場合には、下記の審査において無線通信局により識別される主管庁に関する調整手続は、第9.11号に規定される手続となる。

3　non-GSO衛星を利用する放送衛星業務（音声）のシステムは、業務区域に他の主管庁の領域を含める合意が結ばれていない限り、国内業務に限定されること。

4　この決議との関連においては、第5.418号に掲げる主管庁は、当該規定に基づく割当てと第5.416号の規定に基づく割当てとの２つの重複する周波数割当てを同時に有してはならないこと。

5　2003年７月５日より、無線通信局及び主管庁は、WRC-03で改正された第5.418号、第5.418A号、第5.418B号、第5.418C及びこの決議を考慮して第９条及び第11条の規定を適用すること。

以下を無線通信局に指示し、

1　決議事項２を適用するに当たっては、決議事項２における電力束密度のマスクを使用し、以下のことを行うこと。

－　到達角度が76°未満の場合には、同一周波数帯において地上業務に対する一次分配を有し、その領域において電力束密度を超える影響を受ける主管庁を識別し、通告主管庁及び影響を受ける主管庁の双方に通知する。通告段階において必要な合意がない場合には、第11.31号の規定に適合しないものとみなされる。

－　到達角度が76°超え90°以下の場合には、同一周波数帯において地上業務に対する一次分配を有し、その領域において電力束密度を超える影響を受ける主管庁を識別し、通告主管庁及び影響を受ける主管庁の双方に通知する。通告段階において、各通告は第11.32号の規定を適用して、また、適切な場合には第11.32A号の規定に基づいて、調整が成功しなかった割当てに対して生ずるおそれのある有害な混信の可能性について審査される。

2　2630-2655MHzの周波数帯においてnon-GSO衛星を利用する放送衛星業務（音声）システムに関する調整要請及び通告であって、2000年６月３日以降に付録第４号の規定に定める完全な調整情報又は通告情報が受領されているものの審査においては、2003年７月５日より、決議事項５を適用すること。

改　　決議第552（WRC-15、改）　第一地域及び第三地域における21.4-22GHzの周波数帯への長期的なアクセスと発展

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC-92は、第一地域及び第三地域において、21.4-22GHzの周波数帯を2007年４月１日以降に実現される予定のBSSに分配したこと。

b)　1992年以来、上記周波数帯の使用は、決議第525（WARC-92、WRC-03、改及びWRC-07、改）の規定に基づき、暫定手続の対象となっていたこと。

c)　憲章第44条が、発展途上国の需要を考慮しつつ、無線周波数及び静止衛星及びその他の衛星の軌道を利用するための基本原則を提示していること。

d)　ITUに提出された衛星通信網の背後にある産業的計画に関する情報を極力早く提供できるよう、真正性証明の手続が、WRC-97により初めて採用されたこと。

e)　衛星通信網を非プランの周波数帯域で使用開始するまでの規制期間について、２年間の延長資格を得るためには、この真正性証明の手続の下で要求される情報の提供は必須であること。

f)　WRC-03は、プランバンド以外で衛星通信網を使用開始するまでの規制期間を７年にすることにより、２年間の延長期間を廃止することを決めたこと。

g)　衛星製造業者、衛星打上げ業者及び打上げ日に関するデータは、衛星打上げ後に提出したほうがより正確かつ有用であろうこと。

以下を決議し、

1　本決議は、21.4-22GHzの周波数帯のBSSにおける静止衛星通信網に適用されること。

2　決議事項１で言及された衛星通信網への周波数割当てにおいて、第11条による利用開始日の確認が2012年２月18日より前に無線通信局に受領されていないもの又は第11.49号により同じ日に中断となったものについては、利用開始日又は中断からの再開日のいずれか適切なときに、本決議の第１附属書に記載された手続が適用されること。

3　決議事項１で言及された衛星通信網への周波数割当てにおいて、第11条の規定に基づき、その利用開始日の確認が2012年２月18日より前に無線通信局に受領されたものについては、本決議の第１附属書の§５から§８までの規定及び本決議の第３附属書の手続が必要に応じて適用されること。

以下を更に決議し、

本決議の手続は、無線通信規則第９条から第11条までの規定に追加されるものであること。

以下を無線通信局長に指示する。

本決議の実行結果を、将来の権限のある世界無線通信会議へ提出する報告に盛り込むこと。